

令和2年 9月14日 開会

令和2年 月 日 閉会

令和2年

第3回別海町議会定例会議案

別 海 町 議 会

令和２年度 第３回別海町議会定例会提出議案

議案番号	目次	頁
議案第６４号	令和２年度別海町一般会計補正予算	１
議案第６５号	令和２年度別海町国民健康保険特別会計補正予算	２
議案第６６号	令和２年度別海町下水道事業特別会計補正予算	３
議案第６７号	令和２年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算	４
議案第６８号	令和２年度別海町介護保険特別会計補正予算	５
議案第６９号	令和２年度町立別海病院事業会計補正予算	６
議案第７０号	令和２年度別海町水道事業会計補正予算	７
議案第７１号	別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	８
議案第７２号	別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	９
議案第７３号	別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	１１
議案第７４号	別海町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について	１３
議案第７５号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	１４
議案第７６号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	１５
議案第７７号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	１６
議案第７８号	工事請負契約の締結について	１７
議案第７９号	財産の取得について	１８
議案第８０号	財産の取得について	１９
議案第８１号	財産の取得について	２０
議案第８２号	財産の取得について	２１
議案第８３号	財産の取得について	２２
諮問第１号	人権擁護委員候補者の推薦について	２３
認定第１号	令和元年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について	２４
認定第２号	令和元年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	２５
認定第３号	令和元年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	２６

議 案 番 号	目 次	頁
認定第4号	令和元年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	27
認定第5号	令和元年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	28
認定第6号	令和元年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	29
認定第7号	令和元年度町立別海病院事業会計決算認定について	30
認定第8号	令和元年度別海町水道事業会計決算認定について	31
報告第6号	放棄した債権の報告について	32
報告第7号	令和元年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について	34
報告第8号	専決処分の報告について	35
報告第9号	専決処分の報告について	36

議案第64号

令和2年度別海町一般会計補正予算

令和2年度別海町一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和2年9月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 6 5 号

令和 2 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算

令和 2 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 1 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 66 号

令和 2 年度別海町下水道事業特別会計補正予算

令和 2 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 14 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 67 号

令和 2 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算

令和 2 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 14 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 6 8 号

令和 2 年度別海町介護保険特別会計補正予算

令和 2 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 1 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 69 号

令和 2 年度町立別海病院事業会計補正予算

令和 2 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 14 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 70 号

令和 2 年度別海町水道事業会計補正予算

令和 2 年度別海町水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 14 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第71号

別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和2年9月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
別海町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を
加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第72号

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年9月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年別海町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を「次のいずれかに該当するときは、第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第23条第2項第2号中「第4号」を「第3号」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 73 号

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 9 月 14 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年別海町条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 23 号中「法第 43 条第 3 項」を「法第 43 条第 2 項」に改める。

第 7 条第 2 項中「含む。」の次に「第 40 条第 2 項及び第 42 条第 4 項第 1 号において同じ。」を加える。

第 40 条第 2 項中「（同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第 42 条第 4 項中「特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を「次のいずれかに該当するとき

は、第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第74号

別海町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について

別海町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年9月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例

別海町立認定こども園設置条例（平成27年別海町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表認定こども園 別海保育園の項定員の欄中「85名」を「80名」に改め、同条第2号の表認定こども園 中西別幼稚園の項定員の欄中「45名」を「20名」に改め、同表認定こども園 上西春別幼稚園の項定員の欄及び同表認定こども園 野付幼稚園の項定員の欄中「70名」を「50名」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第75号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

令和2年9月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第76号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和2年9月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1石狩振興局（12）の項中「（12）」を「（11）」に改め、「札幌広域圏組合」を削り、同表渡島総合振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「山越郡衛生処理組合」を削り、同表空知総合振興局（32）の項中「（32）」を「（31）」に改め、「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第 77 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

令和 2 年 9 月 14 日提出

別海町長 曾 根 興 三

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約(昭和 32 年 1 月 23 日 32 地第 175 号指令許可)の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合、」を削り、同表空知管内の項中「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第78号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和2年9月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 中春別東町土砂災害警戒区域対策工事 |
| 2 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 72,050,000円
(内消費税及び地方消費税額 6,550,000円) |
| 4 契約の相手方 | 野付郡別海町中春別東町30番地
株式会社別海
代表取締役 篠田 巖 |

議案第79号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和2年9月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

1 取得する財産の種類及び数量

高規格救急自動車 1台

2 取得の方法 指名競争入札による契約

3 取得価格 40,150,000円

(内消費税及び地方消費税額 3,650,000円)

4 取得の相手方 標津郡中標津町東二十一条南1丁目1

帯広日産自動車株式会社 中標津店

店長 松家 紀夫

議案第 80 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 14 日提出

別海町長 曾 根 興 三

1 取得する財産の種類及び数量

タブレット端末 658 台

2 取得の方法 指名競争入札による契約

3 取得価格 39,732,000 円

(内消費税及び地方消費税額 3,612,000 円)

4 取得の相手方 野付郡別海町別海旭町 48 番地 1

株式会社オーレンス

代表取締役 高橋 武靖

議案第 81 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 14 日提出

別海町長 曾 根 興 三

1 取得する財産の種類及び数量

タブレット端末 346 台

2 取得の方法 指名競争入札による契約

3 取得価格 20,889,000 円

(内消費税及び地方消費税額 1,899,000 円)

4 取得の相手方 野付郡別海町別海旭町 48 番地 1

株式会社オーレンス

代表取締役 高橋 武靖

議案第 8 2 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 1 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

1 取得する財産の種類及び数量

タブレット端末 3 1 9 台

2 取得の方法 指名競争入札による契約

3 取得価格 1 9, 2 6 1, 0 0 0 円

(内消費税及び地方消費税額 1, 7 5 1, 0 0 0 円)

4 取得の相手方 野付郡別海町別海旭町 4 8 番地 1

株式会社オーレンス

代表取締役 高橋 武靖

議案第 83 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和2年9月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

1 取得する財産の種類及び数量

タブレット端末 277台

2 取得の方法 指名競争入札による契約

3 取得価格 16,720,000円

(内消費税及び地方消費税額 1,520,000円)

4 取得の相手方 野付郡別海町別海旭町48番地1

株式会社オーレンス

代表取締役 高橋 武靖

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和2年9月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | |
|--------|------------------------|
| 1 住 所 | 野付郡別海町西春別駅前栄町119番地の8 |
| 2 氏 名 | 山 藤 史 江 |
| 3 生年月日 | 昭和26年12月3日 |
| 4 任 期 | 令和3年1月1日から令和5年12月31日まで |

認定第1号

令和元年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について

令和元年度別海町一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和2年9月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

認定第2号

令和元年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和元年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和2年9月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

認定第 3 号

令和元年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和元年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

認定第4号

令和元年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和元年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和2年9月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

認定第 5 号

令和元年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和元年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

認定第6号

令和元年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和元年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和2年9月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

認定第7号

令和元年度町立別海病院事業会計決算認定について

令和元年度町立別海病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和2年9月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

認定第8号

令和元年度別海町水道事業会計決算認定について

令和元年度別海町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和2年9月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

報告第6号

放棄した債権の報告について

別海町債権管理条例第16条の規定により、別紙調書のとおり債権を放棄したので、同条例第17条の規定により報告する。

令和2年9月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

令和元年度 債権放棄調査書

債権の名称	債権放棄の理由	件数(人数)	金額	備考
し尿処理手数料	条例第16条第6号	2件 (1人)	9,910円	消滅時効の完成、かつ所在不明等により履行意志確認不可能
小計		2件 (1人)	9,910円	
町立別海病院 診療費	条例第16条第1号	2件 (2人)	4,480円	生活保護費受給、資力回復困難
	条例第16条第3号	10件 (2人)	891,400円	債務者死亡、かつ相続人全員が相続放棄又は相続人がなくその債務額が強制執行費用額未満
	条例第16条第4号	15件 (14人)	374,940円	徴収停止措置から相当の期間経過後、なお履行困難又は不適当
小計		27件 (18人)	1,270,820円	
計		29件 (19人)	1,280,730円	

報告第7号

令和元年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和2年度に公表する健全化判断比率及び資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告する。

令和2年9月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

記

○健全化判断比率

指標名	令和元年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	－ %	13.45%	20.00%
連 結 実 質 赤 字 比 率	－ %	18.45%	30.00%
実 質 公 債 費 比 率	12.0 %	25.0 %	35.0 %
将 来 負 担 比 率	78.0 %	350.0 %	

○資金不足比率

会計名	令和元年度比率	経営健全化基準
別海町下水道事業特別会計	－ %	20.00%
町立別海病院事業会計	－ %	20.00%
別海町水道事業会計	－ %	20.00%

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年8月3日

別海町長 曾 根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和2年3月5日議案第37号により議決を経て締結した、根室中部3号主要幹線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「111,100,000円（内消費税及び地方消費税額10,100,000円）」を「111,683,000円（内消費税及び地方消費税額10,153,000円）」に改める。

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年8月11日

別海町長 曾 根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和2年3月5日議案第38号により議決を経て締結した、中西別上風連線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「258,500,000円（内消費税及び地方消費税額23,500,000円）」を「258,709,000円（内消費税及び地方消費税額23,519,000円）」に改める。

